

議案第68号

川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員退職年金条例の一部改正)

第1条 川崎市職員退職年金条例(昭和29年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の3」に改める。

第2章第1節中第14条の次に次の見出し及び2条を加える。

(年金である給付の支給額の調整)

第14条の2 年金である給付の支給を停止すべき理由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として年金である給付が支給されたときは、その支給された年金である給付は、その後に支給されるべき年金である給付の内払とみなすことができる。年金である給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金である給付が支給された場合における当該年金である給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第14条の3 年金である給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の

翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第30条中「心身に障害を有し」を「職員又は職員であった者の死亡当時から引き続き心身に障害を有し、かつ」に改める。

別表第3号表を次のように改める。

別表第3号表（第32条関係）

退職当時の給料年額	率
5,374,200円に調整改定率（恩給法第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額以上のもの	23.0割
4,964,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 5,374,200円に調整改定率を乗じて得た額未満のもの	23.8割
4,758,000円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,964,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	24.5割
4,594,200円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,758,000円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	24.8割
3,241,400円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,594,200円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	25.0割
3,090,900円に調整改定率を乗じて得た額を超え 3,241,400円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	25.5割
2,787,300円に調整改定率を乗じて得た額を超え 3,090,900円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	26.1割
2,277,800円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,787,300円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	26.9割

2,191,200円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,277,800円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	27.4割
2,048,700円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,191,200円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	27.8割
1,992,000円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,048,700円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.0割
1,933,900円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,992,000円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.3割
1,703,100円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,933,900円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.8割
1,510,800円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,703,100円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	30.2割
1,457,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,510,800円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	30.9割
1,420,300円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,457,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	31.9割
1,387,400円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,420,300円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	32.7割
1,354,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,387,400円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	33.0割
1,301,700円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,354,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	33.4割
1,301,700円に調整改定率を乗じて得た額のもの	34.5割
<p>この表の左欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。</p> <p>この表の右欄に掲げる率により計算した年額が1,814,000円に調整改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれ</p>	

を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。) 未満となる場合における第32条第1項第2号に規定する遺族年金の年額は、当該額とする。

(川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例(昭和41年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「792,000円」を「792,000円に調整改定率(恩給法(大正12年法律第48号)第65条第2項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)」に、「平成12年4月分」を「平成19年10月分」に改める。

第3条 川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例(昭和51年川崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「267,500円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあっては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下この項及び次項において「昭和51年法律第51号」という。)附則第14条第1項第1号の政令で定める額を267,500円に加算した額)」を加え、同項第2号中「152,800円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1

号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあっては、昭和51年法律第51号附則第14条第1項第2号の政令で定める額を152,800円に加算した額)」を加え、同項第3号中「152,800円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額(国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。次項において「厚生年金加算額」という。)が152,800円を上回る場合にあっては、昭和51年法律第51号附則第14条第1項第3号の政令で定める額を152,800円に加算した額)」を加える。

附則第4項中「148,500円」を「152,800円(厚生年金加算額が152,800円を上回る場合にあっては、昭和51年法律第51号附則第14条第2項の政令で定める額を152,800円に加算した額)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定(川崎市職員退職年金条例の目次の改正規定並びに同条例第2章第1節中第14条の次に見出し及び2条を加える改正規定に限る。)及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(退職年金等の年額の改定)

- 2 昭和37年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した職員又はその遺族に支給する退職年金又は遺族年金については、平成19年10月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ調整改

定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

- 3 遺族年金の年額（前項の規定により改定される年額を除く。）については、平成19年10月分以降、第2条の規定による改正後の川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例（昭和41年川崎市条例第40号）及び第3条の規定による改正後の川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例（昭和51年川崎市条例第43号）の規定によって算出して得た年額に改定する。

（成年の子の遺族年金に関する経過措置）

- 4 第1条の規定による改正前の川崎市職員退職年金条例第30条の規定は、この条例の施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第1条の規定による改正後の川崎市職員退職年金条例（以下「新条例」という。）第30条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

（退隠料及び遺族扶助料の年額の改定等）

- 5 川崎市職員退職年金条例附則第3項の規定により昭和29年12月31日以前に退職し、若しくは死亡した職員又はその遺族に支給する退隠料又は遺族扶助料については、平成19年10月分以降、その年額を、附則第2項の規定を準用して得た年額に改定する。この場合において、同項中「退職年金」とあるのは「退隠料」と、「遺族年金」とあるのは「遺族扶助料」と、「給料年額」とあるのは「俸給年額」と読み替えるものとする。

- 6 新条例第14条の2及び第14条の3の規定は、遺族扶助料について準用する。

（職権改定）

7 この条例の規定による年金年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(年金年額の改定の場合の端数計算)

8 この条例の規定により年金年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た年金年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の年金年額とする。

参考資料

制 定 要 旨

恩給法等の一部改正により、国の退職公務員等の恩給について改定が行われたことに伴い、本市においてもこれに準じて改正するため、この条例を制定するものである。

